

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県	
3. 市区町村名	潮来市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.itako.lg.jp/	

執行機関名 潮来市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)による医療福祉費支給事務であって規則で定めるもの(障害者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)による医療福祉費支給事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、妊娠婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活と安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号) 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条及び第5条 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)第3条第2項
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号イ	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第5条第1項第3号及び第2項並びに第3項 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該請求に係る重度心身障害者(潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条第1項第5号の重度心身障害者等をいう。)及びそ配偶者若しくは主として重度心身障害者の生計を維持する者(扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		